

入札説明書 新旧対照表

| No | 頁 | 1 | 1.1 | (1) | ① | a | 項目等 | 修正前 | 修正後 |
|----|----|---|-----|-----|---|---|-------------------|---|--|
| 1 | 20 | 6 | 6.4 | | | | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | ③ 提案提出時の資金計画・事業収支計画作成に当たり、一時支払い金は平成28年2月末に支払われる予定とし、 <u>一時支払い金は、国庫補助金(学校施設環境改善交付金)及び合併特例債をもって充てる予定である。</u> 一時支払い金の計算は次のとおりとする。 | ③ 提案提出時の資金計画・事業収支計画作成に当たり、一時支払金は平成28年2月末に支払われる予定とし、 <u>一時支払金は、国庫補助金(学校施設環境改善交付金)及び合併特例債をもって充てる予定である。</u> 一時支払金の計算は次のとおりとする。 |
| 2 | 20 | 6 | 6.4 | | | | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | 国庫補助対象事業費……………① (<u>施設費－国庫補助対象事業費</u>)×95%…②(十万円未満切り捨て) 一時金支払い額=①+②、及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税額 | 国庫補助対象事業費……………① (<u>施設費の一部－国庫補助対象事業費</u>)×95%…②(十万円未満切り捨て) 一時金支払額=①+②、及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税額 |
| 3 | 20 | 6 | 6.4 | | | | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | <u>施設費とは、設計費、建設工事費(厨房機器等設置工事、外構工事に係る費用を含む。)、工事監理費、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用、及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。</u> 太陽光発電設備設置工事費とは、太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、表示パネル等の設置にかかる費用、及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税額をいう。 | <u>施設費の一部とは、事業契約書別紙4表2の「ア施設費」のうち、設計費、建設工事費(厨房機器等設置工事、外構工事に係る費用を含む。)、工事監理費をいう(調査費、什器・備品等設置費、確認申請等の手続きに要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用は除外)。</u> 太陽光発電設備設置工事費とは、太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、表示パネル等の設置にかかる費用をいう。 |